

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和5年11月2日

北陸地方整備局長 遠藤 仁彦

1. 業務概要

- (1) 業務名 令和5年度北陸「道の駅」機能向上に向けた企画業務
- (2) 業務内容 本業務では、北陸管内の「道の駅」においても自転車利用者へのサービス促進を図るため、ハード・ソフト対策の好事例や先進的事例をとりまとめるとともに、「道の駅」第3ステージにおける防災機能、子育て支援施設等の整備状況を把握するため、北陸管内の「道の駅」の現状の把握や事例を収集整理し、北陸の「道の駅」連絡会の会議等で共有することで、北陸管内の「道の駅」の機能進化を図るものである。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和6年2月29日まで

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「調査・研究」のC等級に格付けされた、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
 - ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
 - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類の写し
 - ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記書類を提出している者を除く。）
- (4) 企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 企画競争に係る説明書の交付を直接受けた者であること。

※ 交付を直接受けた者とは、以下のとおりとする。

・当局からCD-R等の記録媒体または郵送により交付を受けた者

- (7) 企画提案書等を提出する者は、下記に示される同種又は類似業務について、平成25年度以降公示日までに元請けとして受注し完了した業務において、1件以上の実績を有さなければならない。
- 同種業務： 国・都道府県・政令市が発注した「道の駅」に関する企画または調査・計画業務
- 類似業務： 国・都道府県・政令市が発注した「道の駅」に関する業務
- (8) 本件を実施するにあたり、全体を管理する管理担当者を1名置くものとし、当該管理担当者については変更しないものとする。ただし、特別な事情により変更がある場合に、担当職員等の承認があった場合はこの限りではない。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号
国土交通省北陸地方整備局 総務部 契約課 購買係
電話 025-370-6647 (内線 2536)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間： 令和5年11月2日(木) から令和5年11月22日(水) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

交付場所： 3.(1)に同じ

交付方法： 交付希望者は、CD-R等の記録媒体(USBメモリ等のディスク以外の記録媒体は不可)を持参のうえ、3.(1)に備付の交付専用パソコンから、電子データを保存し、交付を受けること。なお、郵送希望者はCD-R等の記録媒体を返送用の封筒(切手添付)とともに3.(1)宛てに送付すること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限： 令和5年11月22日(水) 12時00分

提出場所： 3.(1)に同じ

提出方法： 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)

(4) 企画提案に関するヒアリング

本業務はヒアリングを省略する。

4. 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 企画提案書提出者の経験及び能力
- (2) 配置予定管理担当者の経験・能力
- (3) 実施方針
- (4) 評価テーマに対する企画提案
- (5) ワークライフバランス等の推進に関する指標
- (6) 参考見積

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の配置予定管理担当者であるとの発注者の承諾を得なければならない。
- (7) 特定されなかった企画提案書は、必要に応じ返却する。ただし返却を希望する提案者は、企画提案書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (8) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (9) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (10) 詳細は説明書による。

－ 以 上 －